



千葉労働運動

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話 { (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043 (222) 7207 番
95.7.8 No. 4220

7/14-16 勝浦総行動へ

明らかかな買収行為、違法行為だ

この間、「日刊」でも何度か明らかにしてきたように、千葉支社は、勝浦運転区廃止問題に関して、勝浦市議会で、「勝浦運転区存続を求めると決議に関する請願」が審議される直前に、勝浦市および勝浦市議会の一部議員宅を手土産をもって訪問した。市と市議会に対する買収工作と考えざるを得ない。手土産を持ってあるいたのは、中井運輸部長、江沢総務課長である。この問題について、動労千葉は、六月三〇の団交の席上、千葉支社に質した。回答は次のとおりであった。

組 勝浦運転区廃止問題にからんで、千葉支社が勝浦市の一部議員宅を訪問したというが、真実はどうか。
当 地元の理解を得るため、市と議員宅を回った。
組 一部議員だけを訪問するなどおかしな話だ。
当 時間的な関係、日程的な関係でそうなった。

このような行為は、明らかに政治資金規制法に違反するワイロ・買収行為である。新たな政治資金規制法では、企業は、政治家個人に対しては、一切の金銭・物品等による利益の供与を行なうことを禁止している。

この本質は、いよいよ明らか

千葉支社は、JR総連の組織内議員である岩瀬議員を窓口にして、違法行為であることを承知で、「勝浦運転区存続決議」が可決されないように、市と市議会の買収工作を行なったのだ。断じて許すことはできない。このような事態のなかに、勝浦運転区廃止攻撃の本質は、いよいよ明らかとなった。JRは、動労千葉の組織破壊攻撃のために、JR総連・革マルと結託して、市議会にまで介入したのである。断じて許せない！

この事態に対し、動労千葉は、次のとおり、千葉支社に申し入れを行なった。

一、千葉支社による表記のような物品供与は、政治資金規制法に違反する行為であると考えるが、千葉支社の見解を明らかにされたい。

二、いかなる判断に基づきいかなる理由・目的で、表記のような物品供与を行なうに到ったのか、明確な釈明をされたい。

JR総連・革マルとの結託人事を許すな！

堀内・忍足らの転勤を許すな！

「鴨川運転区」に来ると言われてきた中野電車区の堀内某や忍足某は、この間、「九月には転勤することになっている」と自ら称しはじめた。

千葉支社は、六月三〇日の団交で、「鴨川運転区がどの程度の要員規模になるかも、要員操配もこれからの検討になる。基本的な考え方も決まっていない。現在の段階では、全体のなかで判断するとしか言えない」と回答した。しかし、JR総連のなかで、属人・転勤時期まで決まったことのように語られているのだ。明白な不当労働行為だ。

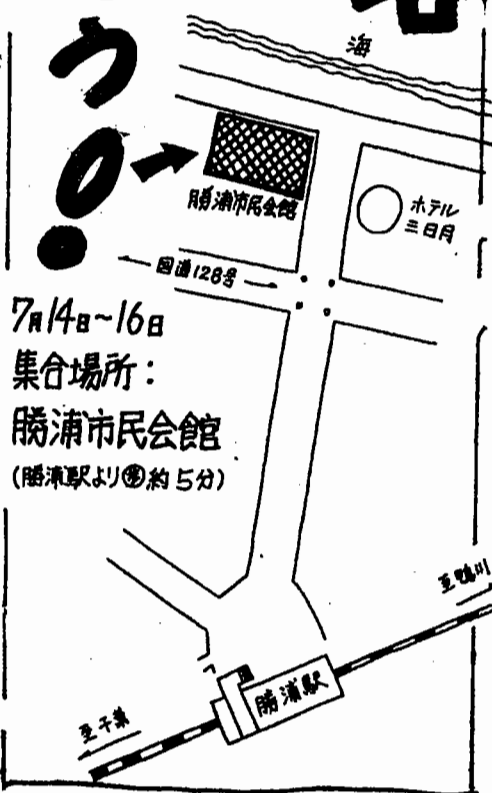
「九月転勤」というのも、当局の「鴨川運輸準備区」提案を

見れば、符合があっている。提案では、運転区設置を円滑に進めるために、九月一日に、準備区長一名、助役若干名、運転区車掌若干名を発令するというのだ。ダイ改は十二月と言われている。区長・助役は置いて、運転士・車掌を三カ月前から配置しなければならぬ理由は、何ひとつない。結局、全く別の所から持ってきて、練見等訓練をやらせようというのだ。

要するに当局は、JR総連と結託して要員操配を決定し、それに伴って、様々な計画をたてているということだ。そして、われわれに対しては、一切を隠し通して進めようとしているのだ。こんな不当労働行為計画は粉砕あるのみだ。

勝浦支部の奮闘にちなみ、七月十四日、十六日の「勝浦総行動」に全力で決起しよう！

二万人署名へ向けて総決起しよう！



7月14日-16日
集合場所：
勝浦市民会館
(勝浦駅より約5分)